

令和 6 年度

入園のしおり



☆一年間保存してください☆

豊田市立松平こども園

豊田市九久平町築場 5 2

TEL 58-0070

FAX 58-3083

も く じ

1 教育及び保育の基本理念	-----	P. 1
2 めざす子ども像・保育目標	-----	P. 1
3 保育時間	-----	P. 2
4 一日の保育内容	-----	P. 3
5 食事とおやつ	-----	P. 4
6 行事について	-----	P. 7
7 健康管理	-----	P. 8
8 家庭の協力	-----	P. 14
9 災害等の発生が予測される場合の登降園等	-----	P. 18
10 保育料等	-----	P. 19
11 状況が変わった場合の手続きについて	-----	P. 25
12 保育支援アプリの利用	-----	P. 26
13 その他の取組	-----	P. 27
14 その他の注意事項	-----	P. 29
15 幼児の用品について	-----	P. 29
乳児の用品について	-----	P. 34

こども園等一覧表

1 保育の基本理念

子どもが安定した情緒の基で、十分に自己発揮ができるように環境を整え、健康・安全で乳幼児期にふさわしい生活が展開できるようにします。その中で、心身の発達を助長し、社会の変化に対応できる「豊かな人格形成」と「生きる力」の基礎を育成することを踏まえ、次の3点を基本理念とします。

- ・ 愛する心、豊かな心をもった健康で活力のある子どもを育てる
- ・ 自ら考え、主体的に行動できる力を育てる
- ・ 道徳性の芽生えを培い、豊かな人間性の基礎・基本を育てる

2 めざす子ども像・教育及び保育目標

幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を受け止め、基本理念に基づき、乳幼児期の発達と地域の実態を踏まえ、環境を通して行う保育を基本姿勢として、子どもの生きる力の基礎を培うために、次のような「めざす子ども像」・「教育及び保育の目標」を掲げています。

めざす子ども像

- ・ 心身ともにたくましく、生き生きと活動する子ども
- ・ 愛情や信頼感をもち、友達と関わって遊ぶ子ども
- ・ 身近な環境に関わり、試したり、考えたりする子ども

教育及び保育の目標

- ・ 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満ちし、生命の保持及び情緒の安定を図る
- ・ 健康、安全な生活に必要な基本的な生活習慣や態度を育み、健康な心身の基礎を培う
- ・ 人との関わりを大切に人への愛情や信頼感を育て、自立と協調の態度や道徳性の芽生えを培う
- ・ 身近な自然や社会の事象について興味・関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培う
- ・ 生活の中で言葉への興味・関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度を養う
- ・ 様々な体験を通じて豊かな感情を育て、創造性の芽生えを培う
- ・ 保護者と子育ての喜びを共感することを支援の柱として、安定した親子関係や養育力の向上をめざし、園の特性や保育の専門性を生かして相談、助言、行動見本などを示し援助する

【松平こども園の園目標・めざす子ども像】

まなぶこ
つよいからだのこ
だれにでもやさしいこ
いつもちゃれんじするこ
じぶんらしく そだちあう まつだいらのこ

【努力目標】

☆子ども一人一人の個性と育ちを大切にしたい保育に努めます

- ・6年間の連続性を考えた保育カリキュラムの作成と実施
- ・乳幼児の発達をとらえた保育環境と遊びの計画と実践
- ・保育力を高め、乳幼児と共に育ちあう保育研究の推進と充実

☆家庭や地域とのつながりを大切にしたい保育・子育て支援に努めます

- ・地域の自然や文化に触れ、地域に愛着をもつ保育
- ・保護者や地域の方の保育・行事参加を大切にしたい開かれた園づくり
- ・地域の子育ての拠点としての子育てひろばの充実

3 保育時間

こども園の保育時間は以下の4つに分かれます。基本的な保育時間は、午前8時30分から午後3時まで（月曜日から金曜日）です。早朝・延長・土曜日保育を実施している園もありますので、仕事等の状態に応じ、最長で午前7時30分から午後7時まで（月曜日から土曜日）の保育が可能です。**松平こども園は、午前7時30分から午後6時までとなります。**詳しくは、巻末のこども園等一覧で御確認ください。

◆早朝・延長・土曜日保育は家庭保育が可能な場合は利用できません。

早朝・延長・土曜日保育については保護者の就労形態等に応じ保育を実施するため、申請時に保育が必要である旨を証明する書類の提出を求めます。この証明により利用時間が決定します。

なお、**早朝・延長・土曜日保育の申請、取消しは利用月の前月25日までに園へ申請書を提出**してください。原則、利用月中の変更はできません。

家庭保育が可能な場合は、基本保育時間【午前8時30分から午後3時（月から金）】のみ利用が可能です。

●留意事項

- (1) 入園当初は、園での生活に慣れるまで子どもの状態に合わせて、保育時間を短縮しております。御協力をお願いします。（慣らし保育）
- (2) 登降園は、必ず保護者で責任をもち、決められた時間を守ってください。止むを得ぬ事情により遅れてしまう場合等は、前もって連絡を入れてください。
- (3) **家庭での親子のふれあいが、子どもの成長にとって、とても大切です。家庭での保育が可能な場合は、早朝・延長・土曜日保育は利用できません。**

4 一日の保育内容

乳児（3歳未満児）	時 間	幼児（3歳以上児）
早朝保育	7：30	早朝保育
登 園 ・観察、検温、所持品の整理	8：30	登 園 ・観察、所持品の整理
お や つ	9：00	遊び、活動 ・自発的な遊び ・課題のある活動
遊び、生活	10：00	
昼 食	12：00	昼 食
昼 寝	13：00	遊び、昼寝（3歳児4月～） （4, 5歳児は夏季のみ） ・自発的な活動
お や つ	14：00	
降 園	15：00	降 園
	16：00	
	17：00	
延長保育最終降園	18：00	延長保育最終降園

※ 保育内容は、各園により多少異なります。

※ 土曜日保育においては、昼食・降園時間が異なります。

5 食事とおやつ

給食は、子どもの発達に合わせ、乳児（3歳未満児）、幼児（3歳以上児）にわけて栄養士が献立を作成し、実施しています。

献立表は毎月末に翌月分をコドモンで配信又は各家庭に配布します。

〈乳児食〉

- 献立表を基に、乳児の発達に合わせ、食べやすいように配慮しながら調理員が提供します。
- 必要な栄養をとりながら、いろいろな種類の食べ物や料理を味わい、食べる喜びをもてるようにします。また、保育者や友達と一緒に食べる楽しさを体験したり、スプーンやフォークを使って自分で食べようとする意欲を育てたりします。
- おやつは、午前と午後にあります。

〈幼児食〉

- 給食センター等から調理・配送されます。子どもの心身の発達を促すために、必要な栄養をとりながら、みんなと一緒に楽しく食事をするにより、好き嫌いのない食事やマナー等のよい習慣を身につけます。
- 土曜日は、簡易給食(調理パン等)となります。(土曜給食は園により多少異なります。)

〈その他〉

- 食物アレルギー対応は生活管理指導表に基づいて行います。詳細は園に御相談ください。
- 園外保育等のときは、弁当の持参をお願いする場合があります。あらかじめお知らせしますので、御協力ください。
- 献立内容等は各園の行事等で多少異なることがありますので、御承知ください。
- 春季・夏季休業保育期間、年末年始前後について、原則給食を提供しますが、3～5歳児について、給食センター等休業日、園全体の利用者数が10人未満等、給食を実施できない場合は、弁当の持参をお願いします。
- 給食センターの施設保守点検や修繕のため、給食を中止することがあります。その期間幼児は、弁当持参となりますので御協力ください。なお、期間については、あらかじめお知らせします。

保護者の皆様へ

豊田市こども園の給食における食物アレルギー対応について

豊田市役所こども・若者部保育課

豊田市では、食物アレルギーを有する園児の安全を最優先とし、健やかに成長できるよう、以下の対応をとっています。詳細については園とご相談ください。

1 対応方針（乳幼児共通）

◆対象のアレルゲン(原因食品)食品について完全除去対応(提供するか、しないか)を行います。

食品の量、調理方法等によつての対応は原則行いません。

◆ご家庭で食べたことのない食品は提供できません。

給食で提供される食品について、入園前にご家庭で食べていただくようお願いします。

◆医師の診断指示「園生活管理指導表」に基づき対応します。

食物アレルギーがある場合は、必ず医療機関を受診し、園生活での管理・配慮が必要か不要かについて医師の診断を受け、必ず園にご相談ください。

◆重度のアレルギー症状をお持ちの場合、給食の提供ができない場合があります。

コンタミネーション[※]等ごく微量で発症する可能性がある場合は、安全な給食の提供が困難なため、弁当を持参いただくようお願いいたします。

※コンタミネーションとは、食品を製造する際に、原材料としては使用していないにも関わらず特定原材料等が意図せず混入する場合があります。

2 乳児給食について

◆園で食材を購入し、調理を行い、給食を提供します。

◆原則、園で除去食、代替食を提供します。

◆園から配布される乳児献立一覧表と乳児献立表を、園と保護者で確認し対応していきます。

3 幼児給食について

◆給食センター等から調理・配送される給食を提供します。

◆対象のアレルゲン(原因食品)を含む料理・食品は提供しない対応を行います(無配膳対応)。

無配膳対応をした料理・食品の代替について、弁当を持参いただくようお願いいたします。

◆豊田市の給食における食品等の扱いについて以下のルールがあります。

・ソバ、ピーナッツの使用はありません。ナッツ類について、そのものは使用しません
が加工品や調味料にナッツ類が含まれている場合があります。

・卵・野菜は75℃で1分間以上加熱したものを提供し、生卵・生野菜は提供しません。

◆園から配布される献立一覧表と食物アレルギー原因食品一覧表を、園と保護者で確認し対応していきます。

◆園と小学校の献立は一部異なります。入学前に小学校の献立を確認するようお願いします。

お子様のアレルギーについて、 入園前に医療機関で診断を受けましょう

①園から「園生活管理指導表」をもらう。



②医療機関を受診する。



③診断が確定し、園での管理が必要な場合は「園生活管理指導表」を
医師に記入してもらう。



④園に「園生活管理指導表」を提出する。
園生活におけるアレルギー対応について園と保護者で相談する。



もしかしてと思ったら、かかりつけ医に相談してみましょう

食物アレルギーと間違いやすい症状



ヒスタミンによる 食中毒

鮮度の低下した赤身魚を食べると、魚
中のヒスチジンがヒスタミンに変化し、
じんましんなどの症状が出ます。

乳糖不耐症

牛乳を飲むとおなかが
ゴロゴロすることがあり
ます。これは、消化不良
による症状です。



やまいもやきゅうり等 による「仮性アレルギー」

野菜や果物の中には、食物アレル
ギーと似た症状(かゆみなど)を引き起
こす成分が入っているものがあります。



※食物アレルギーのある人でアトピー性皮膚炎を伴うことはありますが、アトピー性
皮膚炎だからといって、食物アレルギーがあるとは限りません。

※一般的には、乳幼児期に発症した食物アレルギーの90%は、6歳までに治ると
言われています。

「園生活管理指導表」が必要と思われる場合は、園に御連絡ください。

6 行事について

集団生活を通して子どもの成長、発達等を促すため、おおむね次のような行事を行っています。★は保護者の方の参加行事です。

月	行事名	月	行事名
4月	★入園式(8日) (新入園幼児と新3歳児)	10月	★運動会(4日) 幼児徒歩遠足(25日) 六所山野外学習(5歳児) (30日)
5月	★幼児保育参観・クラス懇談会 ★5歳児フッ化物洗口説明会 ボールクリニック(5歳児) (16日)	11月	
6月	プール開き ★乳児クラス懇談会	12月	★生活発表会(6日) ★個別懇談会(5歳児) お楽しみ会(17日) もちつき(19日)
7月	防サイ君(3日) 七夕会(7日) プール納め	1月	新年を祝う会 ★希望個別懇談会(3, 4歳) ★保育参観・子育て講座(幼児)
8月		2月	豆まき(3日) ★入園・進級説明会 おこしもの作り(5歳児)
9月		3月	ひな祭り会(3日) お別れ会(7日) ★卒園式(5歳児)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・六所山野外体験学習(5歳児) (六所山の自然の中、ハイキングやアスレチックで体を動かして遊びます) ・交通安全学習センター学習(4、5歳児) ・防サイ君(地震体験) ・不審者訓練 ・松平高校生とのふれあい ・地域行事 等 		
毎月	誕生会・交通安全指導・避難訓練		

※現時点での予定ですので、変更する場合があります。

7 健康管理

乳幼児期は心身共に著しく成長し、人として健康な生活を送る基礎をつくるきわめて大切な時期です。子どもが元気にすくすくと育つために、家庭と園が十分連絡を取り合って子どもの成長を見守ることが必要です。園で子どもが楽しく過ごせるように御協力をお願いします。

(1) 基本的な生活習慣を身につけましょう。

成長・発達途上の子どもが健康に過ごすために、「生活リズムの安定」を保つことが基本です。毎日の生活の中で「早寝・早起き」「一日3回のバランスの良い食事をとる」ことを繰り返すことで、十分な睡眠と栄養が取れ、元気に遊ぶことができます。大人中心の生活ではなく、子どもの生理的なリズムに合わせましょう。

- ①早寝、早起きをしましょう。夜9時には布団に入ることを目標としましょう。
- ②大人と一緒に朝食をしっかり食べましょう。
- ③朝、登園前にトイレに行きましょう。

(2) 清潔について

- ① 手洗い、うがいは感染予防の基本です。子どもがかかりやすい感染症はウイルス性の病気が多く、手洗い、うがいで予防できるものも多くあります。家庭でも手洗い、うがいの習慣化に心掛けてください。
- ② 感染予防、けがの予防のために爪を短く整えましょう。長い爪は細菌、ウイルスが溜まりやすく不潔になります。また、友達の顔や手をひっかくと傷になってしまいます。
- ③ 毎日入浴し、皮膚を清潔に保ちましょう。入浴後は清潔な肌着を着せてあげましょう。皮膚を汚れたままにしておくと感染症を引き起こす原因になります。入浴は病気から身体を守るだけでなく、精神的な安定も図れます。病気等で入浴ができない場合は手足やお尻、陰部、赤ちゃんの場合は首の周りも拭いてあげましょう。
- ④ 目や皮膚の病気の予防のため、髪の毛は短くするか、結んであげましょう。

(3) 日頃の健康管理について

- ① 持病や体質的に配慮を要する場合は、あらかじめお知らせください。状況により、主治医の診断書等の提出をお願いする場合があります。
例) 小児ぜんそく、アレルギー体質(過敏症)、ひきつけ、けいれん
関節がはずれやすい、医療的ケアがある、その他継続的に受診している病気等
- ② 熱がある、いつもと異なる体調の場合は早めに休養し、ゆっくりと体調の回復を待ちましょう。また、体調が回復してから登園しましょう。
- ③ 子どもは体温調節が未熟です。周囲の大人が季節や活動に応じてこまめに衣類を調節することで、次第に子ども自身に調節する力が養われます。着脱しやすく、活動しやすい衣服を整えてください。また、子どもは代謝が激しく、汗をかきやすいので水分を吸収しやすい下着を着せて登園させてください。

(4) 体調を悪くしたら

体調が悪い場合は、十分な栄養を取り、安静にすることが大切です。

また、子どもの病気は急に状態が変わることもあります。体調の変化に合わせて早めに医療機関を受診し、悪化しないようにしましょう。

こんな時は家で様子を見て、早めに医療機関を受診しましょう。

- ぐずる、泣いてばかりいる
- 元気がなく、食欲がない
- 熱がある
- ぐったりしている
- 下痢、嘔吐がある
- 痛がる
- 湿疹などのブツブツがある
- 朝、なかなか起きられない
- 目やにが出ている

※子どもは、自分の状態をきちんと伝えることが十分できません。

朝の忙しい一時ですが、しっかりと目を合わせ、スキンシップをし、子どもの表情や体の状態など、小さな変化に気を配りましょう。

(5) 薬の使用について

園では、原則、子どもに薬を飲ませる、塗る等を行いません。

- ・ 保育時間中に薬が必要な場合は、可能な限り保護者が来園して実施して下さるようお願いいたします。
- ・ 受診した医療機関で現在通園していることを伝え、保育時間中に薬を使用しなくてもよいように使用時間や薬の種類の変更等が可能かを相談してください。
- ・ 上記が共にできない場合は、園に相談してください。
- ・ 医師の指示に基づかない市販薬等の対応はできませんので、御了承ください。

(6) 病児保育について

病気やけがの回復期にあり、集団保育が困難な場合に、病児保育室の利用ができます。詳細は園にある「豊田市病児保育事業利用の御案内」を参照ください。ただし、施設利用定員は限られていますので、良き協力者を探しておくことも大切です。

参考

・病児保育室

すくすくの森 (すくすくこどもクリニック 隣) 豊田市東山町 2-2-9 Tel.80-1633

ぴよっこ (豊田厚生病院 内) 豊田市浄水町伊保原 500-1 Tel.43-5082

ぴーぽらんど (トヨタ記念病院) ※実施方法・使用様式等が異なるので、トヨタ記念病院のホームページで確認してください

(7) 園での定期健康診断等について

- ① 病気や異常を早期発見するために園医等による定期健康診断を実施します。
(内科、歯科、尿検査、視力検査(年長・年中のみ))
診断の結果、疾病や精密検査等のお知らせがあった場合は速やかに医療機関を受診してください。
- ② 相談事項等があれば事前に配布する「定期健康診断事前調査票」に御記入ください。
- ③ 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査は、この健康診断とは内容が異なりますので、別に市から届いた通知に従って必ず健診を受けてください。

(8) 園で体調が悪くなったら

体調が悪くなった場合は、連絡します。早めにお迎えに来ていただき、医療機関を受診してください。園で感染症が流行している時は、受診の際、現在通園している園で感染症が流行していることを医師に伝えてください。

けがをした場合は応急処置をし、状況を連絡します。必要に応じてお迎えをお願いする場合があります。

<こんな時は連絡します。御理解と御協力をお願いします。>

- ・ 発熱や頭痛、腹痛、下痢、嘔吐等で状態が回復しない
- ・ いくつかの症状が重なって見られる
- ・ 食事や水分がとれない
- ・ いつもと様子が違う
- ・ 感染症の流行状況から判断した場合

豊田市立松平こども園

保護者の方へ…

<大便・おう吐物で汚れた衣服の取り扱いについて>

保育者は、ノロウイルス等による**感染性胃腸炎**が園内でまん延しないよう、**手洗い、うがい**を中心に衛生管理に十分心がけています。集団感染の原因の一つとして、保育者の「手」を介して広がる**二次感染**があります。

園内で大便(普通便・下痢便ともに)、おう吐物等で汚れた衣類の汚れは、保育者の着衣や周辺にウイルスなどが飛び散らないよう水洗いはしていません。

ウイルスなどの広がりを最小限にして二次感染を防止するため、そのまま持ち帰りますのでご了承ください。

◆ご自宅で汚れを落とすときに心がけてください◆

- ・ 窓を開け、十分換気をしてください。
- ・ 使い捨て手袋、使い捨てマスクを使用すると、二次感染を防止するのに効果的です。
- ・ 塩素系の消毒液を使用する、または、85℃の熱湯で1分間以上つけることで消毒の効果が得られます。ただし、素材によっては縮んでしまう場合がありますので、適応を確認しながら消毒してください。また、塩素系の消毒液は色落ちする場合がありますので消毒薬の注意書きを確認しながら、気を付けて使ってください。
- ・ 他の洗濯物と分けて、最後に洗濯をしてください。
- ・ 片づけ時、周りを汚さないように気をつけてください。
- ・ 最後に石鹸で、しっかりと手洗いをしてください。

<血液で汚れた衣服の取り扱いについて>

- ・ 血液を介して感染する疾患もありますので、血液がついた衣類も洗わずにお返しします。御理解をよろしくをお願いします。

(9) 感染症について

- ① 子どもや家族が感染症にかかったら、直ちに園へ連絡してください。
- ② 感染症によって、医師の指示により他の児童へ感染のおそれがないと判断されるまで登園停止となるものがあります（学校保健安全法施行規則18条）。
- ③ 登園停止となった感染症の内、治ゆした証明が必要な場合があります（下表1のとおり）。提出が必要な場合は園から指示させていただきます。提出の方法については、下記のとおりです。

豊田加茂医師会加盟医療機関に「治ゆ証明書」が置いてあります。医療機関で証明を受け、登園時に、園へ提出してください。豊田加茂医師会に加盟している医療機関で受診した場合の文書料（証明料）は、豊田市で負担します。

（豊田加茂医師会加盟でない医療機関で、治ゆ証明書が発行された場合の文書料は保護者負担となります。）

- ④ 感染力が非常に強い感染症（インフルエンザ等）については、感染拡大防止のため、クラス等に対して登園自粛の措置をとることもありますので、御承知ください。
- ⑤ 予防接種により、発症を予防できる感染症があります。市から予防接種の通知が来たら、体調を整えて早めの接種をお願いします。
- ⑥ 清潔、不潔に関係なく、年間を通してアタマジラミの発生が見られます。髪の毛から髪の毛へと付着し広がりますので、発生したら直ぐ駆除等に御協力ください。

表1 治ゆ証明書が必要な感染症 (R5.11 時点)

感染症		登園停止期間の基準
治ゆ証明書が必要な感染症	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	風疹（三日はしか）	ほっしん しょうしつ 発疹が消失まで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	じかせん がっかせん ぜっかせん しゅちよう 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	水痘（水ぼうそう）	ほっしん かひか すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	しょうたい 主要症状が消退した後2日を経過するまで
	※インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで
	※新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎（はやり目） 急性出血性結膜炎、結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間が経過するまで
伝染性紅斑（りん御病） とびひ、手足口病、ヘルパンギーナ、 感染性胃腸炎 等	治ゆ証明書は不要ですが、医師の判断により集団生活が困難と判断された場合は、登園できないことがあります。	

※インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症については当面の間、治癒証明書は不要です。ただし、登園停止期間の基準を過ぎてから登園するようにしてください。
 ※新型コロナウイルス感染症流行状況により、医療機関の逼迫を考慮し変更が生じる場合があります。

感染症と登園の目安について

～「保育所における感染症対策ガイドライン」

厚生労働省 平成30年3月発行より参照～

(令和5年5月一部改訂)

☆入園・進級の際に2週間検温をしていただいて、お子さんそれぞれの平常体温を把握し、そこから警告体温と降園体温を決めさせていただきます。

- ①警告体温…平常体温の最高体温から5分増し
- ②降園体温…平常体温の最高体温から1度増し
- ③平常体温…2週間検温した健康な時の体温の幅

*発熱時の対応

登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合
☆発熱期間と同日の回復期間が必要 ・朝から① 警告体温 を超えており、元気がなく機嫌が悪い ・食欲がなく朝食、水分が摂れていない ・発熱に伴い発疹がある ・排尿回数が通常より減っている ・咳や鼻水がたくさん出る ・24時間以内に解熱剤を使用している ・24時間以内に② 降園体温 以上の熱が出ている	☆前日② 降園体温 を超える熱が出ていない ・発熱がなく、元気があり、機嫌がよい ・顔色がよい ・食事や水分が摂れている ・発熱を伴う発疹が出ていない ・排尿の回数が減っていない ・咳や鼻水を認めるが増悪していない ・24時間以内に解熱剤を使っていない ・24時間以内に② 降園体温 以上の熱は出ていない

*下痢の時の対応

登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合
・24時間以内に2回以上の水様便がある ・食事や水分を摂ると下痢がある (1日に2回以上の下痢・嘔吐) ・下痢に伴い体温が平常体温より高めである ・朝、排尿がない ・機嫌が悪く、元気がない ・嘔吐を伴う ・腹痛を訴える ・顔色が悪くぐったりしている	・感染のおそれがないと診断された時 ・24時間以内に2回以上の水様便がない ・食事、水分を摂っても下痢がない ・発熱が伴わない ・排尿がある

* 嘔吐の時の対応

登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 24時間以内に2回以上の嘔吐がある ・ 嘔吐に伴い③平常体温より体温が高めである ・ 下痢を伴う ・ 食欲がなく、水分も欲しがらない ・ 機嫌が悪く、元気がない ・ 顔色が悪くぐったりしている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染のおそれがないと診断された時 ・ 24時間以内に2回以上の嘔吐がない ・ 発熱がみられない ・ 水分摂取ができ、食欲がある ・ 機嫌がよく、元気である ・ 顔色が良い

※頭を打った後に嘔吐を繰り返したり、意識がぼんやりしたりしている時は横向きに寝かせて、大至急、脳外科のある病院へ受診し、医師の許可が出るまで安静にする。

* 咳の時の対応

登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間しばしば咳のために起きる ・ 喘鳴や呼吸困難がある ・ 呼吸が速い ・ ①警告体温以上の熱を伴っている ・ 元気がなく機嫌が悪い ・ 食欲がなく朝食・水分が摂れない ・ 少し動いただけで咳がでる ・ 咳とともに嘔吐がある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ☆前日②降園体温を超える熱が出ていない ・ 喘鳴や呼吸困難がない ・ 続く咳がない ・ 呼吸が速くない ・ ①警告体温以上の熱を伴っていない ・ 機嫌がよく、元気がある ・ 朝食や水分が摂れている

* 発疹の時の対応

登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発熱とともに発疹のあるとき ・ 今までになかった発疹が出て、感染症が疑われ、医師より登園を控えるよう指示されたとき ・ 発疹があり（口内炎のため）食事や水分が摂れないとき ・ とびひになって患部をガーゼなどで覆えないとき 浸出液が多く他児への感染のおそれがあるとき ・ かゆみが強く手で患部を掻いてしまうとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受診の結果、感染のおそれがないと診断されたとき

※病気でお休みの後、登園するかどうかの判断の参考にしてください。
迷う場合はかかりつけの医師や園に御相談ください。

(10) 新型インフルエンザ等が発生した時

病原性の高い新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼしそうな場合には、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われます。

必要に応じて、保育施設の臨時休園を行う場合があります。

8 家庭の協力

(1) 登降園について

- ① 時間は守ってください。**9時までの登園をお願いします。**
- ② 登降園は安全な道を選び、毎日決めた道を通りましょう。また、歩く時必ず手をつなぎましょう。
- ③ 登降園時の送迎は、保護者の方で責任をもっていただき、交通事故防止につとめてください。門扉は、保護者の方で責任をもって開閉をしてください。鍵は必ず閉めましょう。**小門の上部にある小さい鍵もかけてください。**
- ④ 中途時間に降園する時、又は保護者以外の方が迎えに来る時は事前に連絡してください。急に迎えの方や時間が変わる場合も連絡をしてください。
- ⑤ 欠席する時や、長期欠席後登園する時は事前に連絡してください。
- ⑥ 車を利用される場合は、下記のことを守ってください。
 - 決められた場所に駐車し、**必ずエンジンを止め、施錠**をしてください。
 - 車上ねらいが多発していますので、**車内にはバッグ等を絶対に置かないよう**にしてください。
 - 車からは親が先に降り、**必ず子どもの手をつないで**ください。
 - 車中に子どもを残さないでください。(危険性があるため)
 - 駐車場でおしゃべりしたり遊んだりしないようにしましょう。
 - 駐車場は一方通行です。(下記の駐車場概要図を参考)
- ⑦ **乳児と幼児の兄弟児の送迎の方法**
 - ・登園時は、幼児を預けてから乳児室で乳児の支度をする
 - ・降園時は、乳児の迎えをしてから幼児の迎えをする。

※乳児は病気に対する抵抗力が弱いので外部からの雑菌を持ち込まないため幼児は乳児室には入れません。御協力をお願いします。

※登降園の受付、園への連絡などは保育支援アプリ(コドモン)にて行います。

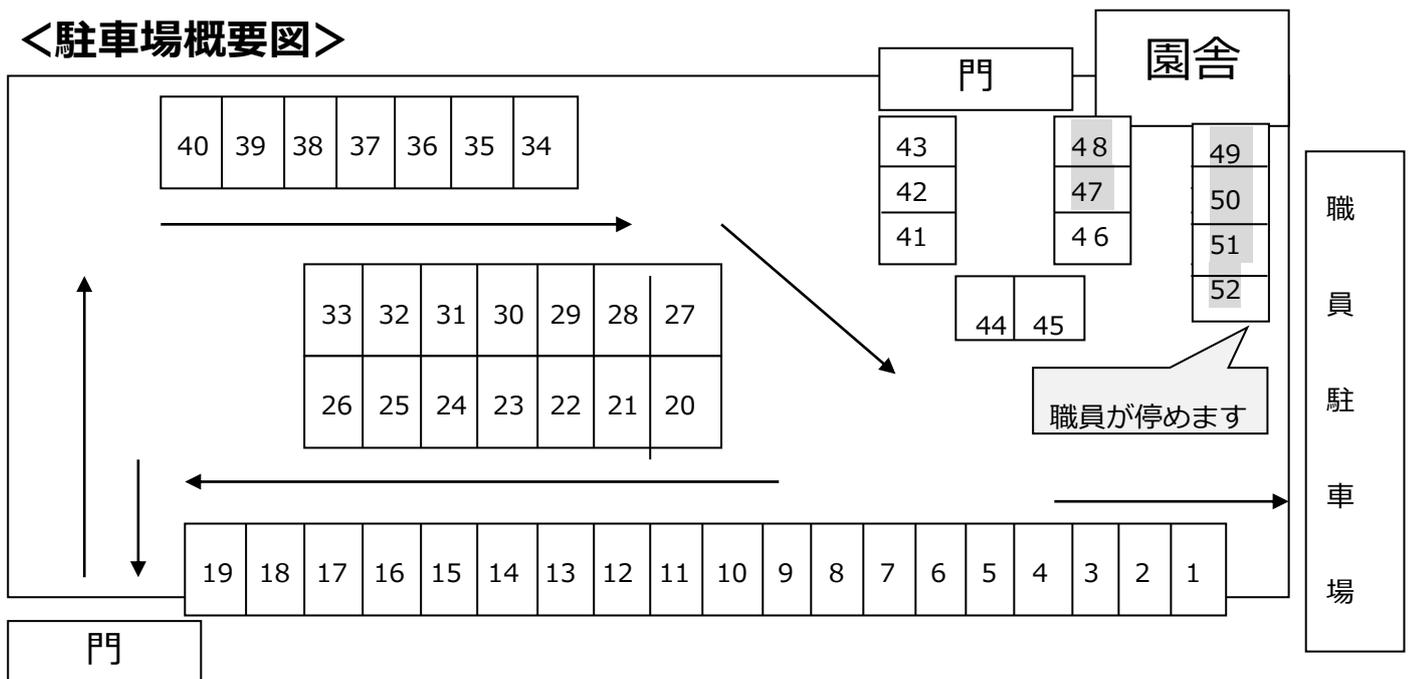
※詳細は、各園から別途案内させていただきます。御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

◎ 駐車場について

- ・ 保護者駐車場が満車の場合は、職員駐車場を御利用ください。
- ・ 園外保育などで大型バスが入る時は、20番から43番の駐車スペースには停めないよう、御協力をお願いします。また、47～52は職員スペースとなります。

駐車場では必ず手をつないで下さい。

< 駐車場概要図 >



(2) 生活習慣について (親がまず自らよいお手本を示すようにしましょう。)

- ① 早寝・早起きの習慣をつけましょう。
- ② 大人と一緒に朝食をとりましょう。
- ③ 登園前に排便の習慣をつけましょう。
- ④ 朝夕のあいさつはすすんでしましょう。
- ⑤ 安全の習慣を身につけましょう。(交通事故、水難事故、誘拐事件等の防止)
- ⑥ テレビ・ゲーム等は時間を決めましょう。
- ⑦ スマホやパソコンの使用は控え、ふれあいを大切にしましょう。

(3) 休園日について

休園日は、日曜日、祝日、年末・年始(12月29日から翌年の1月3日まで)、災害等の発生が予測される場合です。なお、土曜日については園によって異なりますので、巻末のこども園一覧表を参照ください。

(4) 園と家庭の連携について

たよりは家庭と園の架け橋になるものです。よく目を通していただき、園と家庭が連携し合っていくことでお子さんの園生活が楽しく有意義なものになるようにしていきましょう。**園からの連絡はコドモンアプリを利用したり、おたよりファイルに手紙を入れたりしていきます。**

※保護者からのコドモン連絡は9時、12時、14時、17時に確認します。

(5) 保育中のトラブルについて

保育中のトラブルで怪我をした場合、双方のお子さんに適切な対応を心がけると共に、怪我の内容や経過、園の対応を、双方の保護者の方にもお知らせしますので、お子さんの健やかな育ちのために御理解と御協力をお願いします。

(6) 個人情報保護に関わる取り扱いについて

「豊田市個人情報保護条例」に基づき条例を遵守すべく取り扱いには配慮しています。園での個人情報保護は①目的以外に利用しないこと②情報を提供しないことを個人情報保護のポイントとして保育の実施に必要な範囲で利用していきます。同意書を提出していただきます。

※行事等園内で保護者がとる写真は個人情報ですので、SNS など取り扱いに注意してください。

(7) 月刊絵本について

毎月届く絵本を保育者が一人一人に、あるいはクラス全体に繰り返し読み聞かせていきます。各年齢に合わせ、自分で自由に見たり、友達と見合ったりして十分に親しんだところで、月末に家庭へ持ち帰ります。御家庭では大人がゆったりとした気持ちで子どもさんの様子を見ながら、聞きやすい速さで読んであげてください。絵本の読み聞かせは、子どもたちの豊かな感性とあたたかい気持ちを育みます。

(8) フッ化物洗口について（5歳児）

5歳児を対象に週1回、水曜日の朝にフッ化物洗口を実施しています。保護者の同意を得て実施します。

(9) 毎日の生活で大切にしたいこと

お子さんを初めてこども園に預けられる保護者にとっては、お子さんがまだ小さいということで不安もあるかと思えます。保護者とこども園が連絡を密にして保育を進めていきたいと思えます。子どもを正しく理解し、健全な成長発達をさせるために下記の事項に御協力をお願いします。

①生活のリズムを整える（早寝、早起き）

最近、夜型の子どものが多くなっていると言われます。子どもは昼間十分活動し、夜しっかり寝ることが子どもの成長発達を促す上において、とても大切です。朝が遅いと、頭も体もしっかり目覚めることができず、こども園に来てもぼんやりして、十分遊べません。大人中心の生活ではなく、子どもの生活リズムに合わせてみましょう。

②朝食を必ずとる

朝食は一日の生活をスタートさせるための必要なエネルギー源です。食べることで頭がさえ、体が温まり、力が湧いてきます。朝食を食べて登園しましょう。

③親子の触れ合いをもつ

仕事が休みの日や日曜日には、お子さんとの時間を作って、一緒に遊んでください。子どもにとって、お父さん、お母さんとの1対1の触れ合いが、一番楽しい時です。遠出をしなくても近くの公園を散歩したり、一緒に遊んだりすることで、子どもは十分満足します。お家の方からの十分な触れ合いが情緒の安定につながります。

④子どもの甘えは十分受け入れましょう（抱っこ、おんぶ、添い寝など）

子どもが甘えを要求してきた時は、気持ちを受け止め、十分に甘えさせましょう。気持ちを受け入れてもらえたことに満足すると安心できます。安心できると、子どもは周りに目が向き、自分から遊び出します。

⑤褒め、励まし、自分でできる喜びをもたせる

3歳までは、身支度をしてもらって「気持ちいい」という感情が大切です。温かく手をかけてもらう心地よさを味わうことで満たされます。心地よさの次には「自分でしたい」という意欲になります。この意欲が大切です。「自分で」の気持ちを見守り、できないところをそっと手伝い、自分でできるようになる喜びを温かく認めましょう。自己肯定感につながります。

⑥豊かな体験をして考える力、思いやりの心を育む

子どもは環境（人、事物、自然、動植物、出来事等）で発達します。豊かな体験により、好奇心、探究心、思考力、想像力を育み、主体的に生活する力をつけていきます。子どもは友達や地域の方との関わりを通して、人への信頼感を築きます。周囲の大人が規範意識をもって生活することで、思いやりや情緒的、社会的、道徳的な発達が促されます。

9 災害等の発生が予測される場合の登降園等

豊田市では、台風時や地震時及び大雨による災害事故を防ぐため、この地方に警報が発表された時の登降園について、次のようにとり決めていきますので御協力ください。

また、暴風警報等の気象情報については、テレビ、ラジオ、インターネット等の放送又はひまわりネットワークの気象情報を御確認ください。

豊田市内気象警報等の区域については以下の2区域となります。

- | | |
|-------------------------------|--------------------|
| ・西三河北西部 ⇒ 豊田市西部（下記以外の地区） | 松平こども園はここです |
| ・西三河北東部 ⇒ 豊田市東部（旭、足助、稲武、下山地区） | |

◆上記園所在区域に「暴風警報」が発令された場合

- ①警報が発令されて午前6時まで解除された場合は、平常通り保育します。
- ②午前6時まで警報が解除されない場合は、当日の保育を中止します。
- ③園児が園にいる時に発令された場合は、速やかに迎えにきてください。
- ④注意報発令の場合にも気象変化に十分注意して、子どもの危険防止に努めてください。

※園所在区域に「暴風雪警報」「特別警報」が発令された場合も、「暴風警報」発令時と同様の対応となります。

◆上記園所在区域に「大雨警報・洪水警報」が発令された場合

原則保育を実施しますが、園が危険と判断した場合は当日の保育を中止します。

※前日までに台風の接近や、災害級の大雨等が予報されている場合には、翌日の保育を中止する場合があります。該当する場合にはコドモンから連絡しますので、御理解・御協力をお願いします。

◆給食について

- ①午前6時まで暴風警報の発令が解除された場合は、当日の給食はあります。

なお、保育時間中に暴風警報が発令された場合、その時間・状況により給食を実施できない場合がありますので、御承知おきください。

- ②前項の規程にかかわらず気象情報等により、事前に暴風警報が発令されると予測される場合は給食を中止することがあります。

この場合においては、給食を中止する日の前日の午前11時までに、保育課からコドモンアプリ及び園に連絡します。なお、当日暴風警報が発令されていない場合においても給食はありませんので、弁当を持参してください。

※「特別警報」が発令された場合も、原則「暴風警報」発令時の対応に準じます。

※特定の地域において土砂災害警戒情報、河川氾濫情報、その他の避難指示等が発令された場合は、園の指示に従ってください。

※豊田市から「警戒レベル3・4」が発令された地域の方は速やかに避難してください。

◆地震が発生した場合

- ①豊田市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、園から指示があるまで自宅待機とします。
- ②園児が園にいる時に震度5弱以上の地震が発生した場合は、速やかに迎えにきてください。
- ③南海トラフ地震臨時情報が発令された場合は、指示に従ってください。

◆Jアラートが発信された場合

- ①登園前に発信された場合は、園から指示があるまで自宅待機してください。
- ②保育中に発信された場合は、園からの指示に従ってください。

☆コドモンアプリで情報をお知らせします。

10 保育料等

こども園等の保育料

(1) 保育料の種類

こども園等の保育時間は以下の4つに分かれます。

【A】基本保育時間	午前8時30分から午後3時まで（月～金曜日）
【B】早朝保育時間	実施している園もあります。
【C】延長保育時間	実施内容は園によって異なるため、詳しくはしおりの最終
【D】土曜日保育時間	ページのこども園等一覧を参照してください。

7:30	8:30	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
早朝 保育 時間 【B】	基本保育時間【A】（月～金曜日） 月額料金は市民税所得割額等による	延長保育時間【C】 月額				
		(16:00まで) 1,000円 → (17:00まで) 2,000円 →→ (18:00まで) 3,000円 →→→ (19:00まで) 4,000円 →→→→				
月額 1,000 円 ←	土曜日保育（基本保育時間土曜日）【D】 ※一部の園は正午まで 月額 1,600円（正午までの園は800円）					

※記載の金額は乳児（0～2歳児）の料金です。幼児（3～5歳児）の料金は0円です。

(2) 【A】基本保育料

平日の午前8時30分から午後3時までの保育にかかる保育料です。

保護者の市民税所得割額等に基づき、基本保育料を決定します。ただし、調整控除以外の各種税額控除（住宅借入金等特別税額控除やふるさと納税等）は加味しません。

幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所については、この他に実費徴収（施設整備費・園独自の教育経費等）がある場合があり、実費徴収分は無償化の対象外となります。実費徴収の詳細については、直接園にお問合せください。

階層	市民税所得割額	0～2歳児	3～5歳児
A	生活保護世帯	0円	0円
B01・B91	市民税非課税		
C01・C91	48,600円未満		
C02・C92	57,700円未満		
C03・C93	77,101円未満		
D01	97,000円未満	12,000円	0円
D02	169,000円未満	15,000円	
D03	301,000円未満	32,000円	
D04	301,000円以上	37,000円	

(3) 【B～D】早朝・延長・土曜日保育料（以下、「延長保育等」という。）

延長保育等は、保護者の就労形態等に応じて保育を実施します。

ア 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は、延長保育等は利用できません。

イ 提出書類

- ・早朝保育等及び春季休業保育等申請書（園で配付）
- ・延長保育等が必要である旨を証明する、要件証明書（就労証明書等）

ウ 申込み

延長保育等の申込み、変更及び取消しは、利用前月の 25 日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

エ 保育料

	0～2 歳児（D 階層のみ）	・ 0～2 歳児 （A～C 階層） ・ 3～5 歳児
【B】 早朝保育料	月額 1,000 円を加算 ※午前 8 時から午前 8 時 30 分までの園は月額 500 円を加算	0 円
【C】 延長保育料	1 時間御とに月額 1,000 円を加算	
【D】 土曜日保育料	月額 1,600 円を加算 ※午前 8 時 30 分から正午までの園は月額 800 円を加算	

オ その他

幼保連携型認定こども園の 3～5 歳児のうち、保育の必要性がない（1号認定）場合は、延長保育等を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園に問合せしてください。

基本保育料の算定方法

(1) 基本保育料の算定方法

基本保育料は、保護者の市民税所得割額によって算定されます。

算定の対象となる保護者

ア 父	
イ 母	
ウ 家計の主宰者	父、母ともに市町村民税非課税の場合は、 父母以外の同居の直系血族（祖父母等）及び高校生以上の 兄弟のうち、最も市町村民税額が高い方

なお、父母が別居している場合や、離婚後同居している場合も両親が算定の対象となります。

(2) 基本保育料の階層

こども園等の保育料（2）【A】基本保育料の表において、算定者の市民税所得割額の合計額が該当する階層が基本保育料の階層となります。

(3) 保育料の多子軽減 ※A～C階層は、保育料は無料のためD階層のみ適用

多子世帯においては、その子どもが何人目の子どもかによって、基本保育料等の軽減措置があります。

【兄弟判定】

生計を一にする兄弟をすべてカウントして何人目の子どもかによって判定します。同居の兄弟は生計を一にするとみなしますが、別居の兄弟の場合、就労、婚姻、海外に居住している場合は生計を一とはみなしません。別居の兄弟であっても生計を一としている場合は、別途書類の提出が必要です。

【0～2 歳児 保育料の多子軽減表】

	階層	基本保育料	延長保育料等
第1子	D01 以上	軽減なし	軽減なし
第2子	D01 以上	半額	半額
第3子以降	D01 以上	0円	0円

(4) 基本保育料の再算定

最新の税額で保育料を算定するためには基準年度の変更が必要になります。
毎年9月分の保育料の算定から基準年度の変更を行うため、9月分から保育料が変わることがあります。



- ※1 令和5年度市民税所得割額とは令和4年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。
- ※2 令和6年度市民税所得割額とは令和5年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。

保育料の支払方法

保育料の納付は口座振替をお願いします。

(1) 手続

入園時にこども園でお渡しする「豊田市市税等預金口座振替依頼・自動払込申込書」に必要事項を記入し、口座振替を希望する金融機関又は郵便局に提出してください。
なお、当初入園における提出方法は、園から指示があります。
毎月15日で締切り、翌月分保育料から口座振替が開始されます。

(2) 振替日

毎月月末（ただし12月は25日）に当月分保育料を振替します。
振替日が金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日が振替日です。



(3) その他

幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所は、各園等が保育料を徴収しますので、直接園等へ問合せしてください。

令和6年度の振替日は以下のとおりです。

月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
日付	4/30	5/31	7/1	7/31	9/2	9/30	10/31	12/2	12/25	1/31	2/28	3/31

※延長保育等利用によって追加で発生した保育料や、残高不足で引落しができなかった保育料については対象月の翌月の振替日に翌月分保育料と合わせて再振替します。(再振替は対象月毎に1回のみ)

給食費は対象ではありません。

春季・夏季休業保育

春季休業保育及び夏季休業保育期間中は、保護者の就労形態等に応じ保育を実施します(一部の園を除く)。

(1) 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は利用できません。

(2) 提出書類

- ・早朝保育等及び春季休業保育等申請書(園で配付)
- ・要件証明書(就労証明書等)

(3) 申込み

事前に利用希望調査を行います。

春季・夏季休業保育の申込み、変更及び取消しは、利用前月の25日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

(4) 春休み及び夏休み期間中にこども園等を利用しない場合の基本保育料

区分	利用しない期間	各月の基本保育料	
春季休業	卒園式※翌日～3/31	3月	基本保育料×16/25
	4/1～入園式※前日	4月	基本保育料×16/25
夏季休業	7/21～7/31	7月	基本保育料×16/25
	8/1～8/31	8月	0円

※公立こども園以外の場合、園によって卒園式・入園式の日付が異なる可能性があります。その場合、公立こども園の卒園式・入園式の日付に合わせて保育料が計算されます。詳しくは園に確認してください。

(5) その他

幼保連携型認定こども園の3～5歳児のうち、保育の必要性がない(1号認定)場合は、春季・夏季休業保育を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園に問合せしてください。

給食費等（保育料以外に毎月かかる費用）

以下の支払については、「12 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用」を参照してください。詳細については別途園から指示があります。

（1）給食費（3～5歳児のみ）

月4,000円程度（1食210円）です。

階層変更により、有料か無料が変わることがあります。

なお、給食費は改定されることもありますので、御承知おきください。

階層	0～2歳児	3～5歳児
A, B, CとDの第3子以降※	保育料に含まれる	無料
Dの第1子、第2子	保育料に含まれる	有料

※D階層は、小学校3年生以下の兄弟のみカウントして第3子以降。

（2）保護者の会費

松平こども園の場合、令和5年度は月450円で半年ごとの集金をさせていただきました。令和6年度の会費については令和6年度保護者の会の総会で決定します。

（保護者の会主催の行事等にかかる費用）

（3）災害共済制度（日本スポーツ振興センター）

万一の事故、災害に備えて加入していただく制度です。保育中及び登降園中の事故、災害に対して給付されます。共済掛金（保護者負担額）は年額240円又は200円です。（園によって異なります。）

- ・共済掛金（保護者負担額）

年額 240円

- ・納入方法

4月の諸費で（5月中旬）エンペイにて支払います。

（4）その他

月刊絵本代（毎月460円）、アルバム代（5歳児）等徴収します。

保育料等の未納

月々の保育料等は納付期限内にお支払いください。以下は、万が一保育料等が未納になった場合の取扱いです。

（1）延滞金の発生

納付期限までに支払いがなかった保育料に対して、延滞金が発生します。

詳しくは、対象者に送付する督促状の裏面を確認してください。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分（給食費は含まない）

(2) 児童手当等からの徴収

児童手当法に基づき、保育料等が一定の期間未納となっている場合に限り、児童手当等を保育料等の支払に充てたいと考えています。

児童手当等からの支払いには、あらかじめ申出書を提出する必要があるため、教育・保育施設等利用申込書内【児童手当・特例給付に係るこども園保育料等の徴収に関する申出書】欄への御記名をお願いします。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等・給食費の未納分

【注意事項】

未納額によっては、兄弟姉妹分の児童手当等も支払に充てることがあります。児童手当等から保育料等未納分を差し引き、残った金額があればその差額が支給されます。

(3) 滞納整理業務を市債権管理課へ移管

督促状発送後納付がない場合は、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、市債権管理課が催告や差押等法的手続による滞納整理を予告なく行います。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

(4) 入園決定

過去に保育料等の未納がある場合（既に卒園した子どもの未納を含む）は、こども園等に入園できない場合がありますので、保育課に連絡を取るとともに、早急に納付をお願いします。

幼児教育・保育の無償化（参考）

各施設における無償化対象（○：対象、×：対象外）

分類	対象施設・事業 (分類を越えた併用は原則 不可。市外施設も対象)	保育要件あり ※1 (共働き等)		保育要件なし (専業主婦(夫)等)	
		利用料	在籍園での 預かり保育	利用料	在籍園での 預かり保育
①	私立幼稚園 青木、豊田星ヶ丘、松平大和、飯野ひかり	○ ※2	○上限あり ※3	○ ※2	×
②	私立幼稚園 ①以外の幼稚園	○上限あり ※2,4	○上限あり ※3	○上限あり ※2,4	×
③	認定こども園	○ 延長も対象	○上限あり ※3	○ ※2	×
④	こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所	○ 延長も対象		○	
⑤	企業主導型保育施設	○		×	
⑥	認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（預かりのみ）	○上限あり ※5		×	
⑦	障がい児通所施設 (放課後等デイサービスを除く)	○ 分類①から⑥の併用可			

※1 保育要件ありとは、同居の保護者（父、母とも）が以下に該当する場合

就労（月 60 時間以上）、出産、病気・障がい有り、同居親族の看護・介護、就学（月 60 時間以上）、通園・通学の付き添い（月 60 時間以上）、求職活動、災害

※2 満3歳を含む

※3 月1.13万円まで。満3歳児の住民税非課税世帯の場合は月1.63万円まで。

※4 月2.57万円まで。授業料、入園料のみが対象。

※5 合計月3.7万円まで。0歳児から2歳児の住民税非課税世帯の場合は月4.2万円まで。認可外保育施設は市HPに無償化対象施設の一覧を掲載。

1.1 状況が変わった場合の手続きについて

【具体的な手続きの例】

状況	教育・保育給付認定変更申請書	要件証明書	時間外変更申請書等	退園届	備考
離婚・結婚、祖父母と同居・別居など世帯構成が変わった場合	○	-	-	-	【期限】変更になった翌月1日
市外へ転出する場合	-	-	-	○	【期限】退園日の15日前
・税額が変わった場合 ・生活保護の受給を開始・廃止・停止した場合 ・世帯員が障がい認定を受けた場合	○	-	-	-	【期限】変更になった翌月1日
入園要件が変わる場合 ・仕事の退職・休職 ・出産予定月後2か月経過 ・診断書内期間を終了 ・退学等	○	○	-	-	新しい要件証明書 ※入園要件不要年齢は教育・保育給付認定変更申請書のみでも可 ※求職活動申立書を提出する場合は、求職活動開始後2か月以内に就労証明書を提出することが必要
就労証明書等の内容を変更する場合	○	○	-	-	就労時間・育休期間等全項目の変更に必要
早朝保育及び春季休業保育等の申込み、変更及び取消し	-	○	○	-	【期限】利用前月の25日 ※就労要件の場合の主な送迎者は、就労証明書を事業所に証明してもらう必要あり

※書類は園にあります。期限までに園へ提出してください。

申請に基づき教育・保育給付認定等を変更します。

この他にも変更の手続きが必要な場合がありますので、園又は、保育課に御相談ください。

※市外へ転出する場合、転出日前日の月末まで登園可能です。ただし、5歳児が2月2日以降に転出する場合は、3月末（卒園）まで登園可能です。

◎申込書等に虚偽の内容があった場合

年度の途中でも退園していただきます。

なお、年間を通して就労実態調査を行いますので、こども園等の適正運営について、御理解と御協力をお願いします。

◎長期間、園をお休みする場合

以下の条件に該当する場合は退園となります。（旧幼稚園型の認定こども園の幼児を除く。）

- ・1月の間（31日以上）連続して欠席したとき。
- ・3ヶ月間連続して各月の開所日数の過半数を欠席したとき。

※4月1日から入園式の前日まで、7月21日から31日まで、8月1日から31日まで、及び卒園式の翌日3月31日までの間で、春季休業保育、夏季休業保育を利用しないときは上記日数から除くことができます。

12 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用

以下のとおり保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）を利用します。

※利用には保護者スマホ等からアプリのダウンロードや登録が必要です（登録方法や登録に必要なID・パスワードは園から別にお知らせします。）。

コドモン

〈活用する主な機能〉

	機能名	使用用途
1	登降園管理	登降園時間の打刻、出欠・遅刻の連絡、迎えの変更などを行います。
2	給食申請	給食を申請する際に使用します。
3	お知らせの配信	園だよりなど保護者宛てのお知らせを配信します。
4	アンケート機能	保護者向けにアンケートを行う際に使用します。
5	行事予定	各園の行事や休園日等を確認する際に使用します。

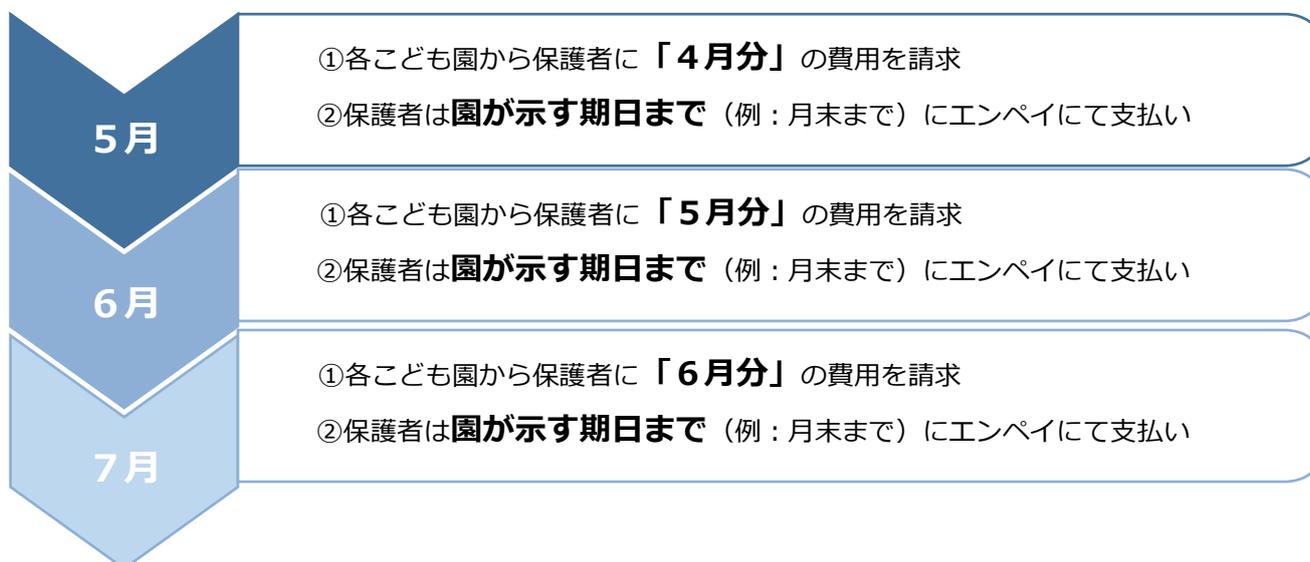
※日々の登降園管理や給食の申請については、コドモン上で行うこととなりますので、忘れずに登録をお願いします。

エンペイ

給食費、諸費（保護者の会費、絵本代など）、一時保育料、災害共済掛金の保護者負担金についてはエンペイを用いて園から保護者に請求します。

※支払い方法を記載したマニュアルは、コドモンにて配信します。

〈支払の流れ〉



13 その他の取組

紙おむつのサブスクについて

(運用開始：令和4年度)

公立こども園では紙おむつのサブスクを利用することができます。利用を希望される場合は、提供事業者のお申込みフォームからお申込みください。(希望者のみ)

(1) 対象

公立こども園の0～2歳児

(2) 利用方法

本サービスの事業者（BABY JOB 株式会社）と各自で契約を結ぶことで利用可能。

QRコードまたはコドモンのリンク集から登録をして下さい。

【コドモン】アプリ内の「その他」メニュー → 施設からのリンク集

(3) 利用料金

1か月2,508円(税込)(令和5年12月現在)

(4) 紙おむつ・おしりふきの種類

紙おむつ：マミーポコ

おしりふき：ムーニー

(5) 登録期限

利用開始の前月25日まで(4月入園の場合、3月25日まで)

25日を過ぎて登録した場合は、園の先生に「おむつのサブスクを登録しました。」とお声掛けください。なお、日割り計算はできないため、月途中開始の場合はご注意ください。

(6) 解約について

前月の月末までにBABY JOB株式会社の専用ページから解約手続きを行うと、翌月から利用停止ができます。(日割り計算はありませんので、月途中解約でも1か月分料金が発生します。)

お申込みフォーム



お昼寝ベッドについて

(運用開始：令和5年度)

公立こども園では、保育室内の安全性や衛生面(各種感染症対策等)の充実を図ること、また保護者の負担軽減を目的として令和5年度からお昼寝ベッドを導入しました。

(1) 対象

公立こども園の0～3歳児

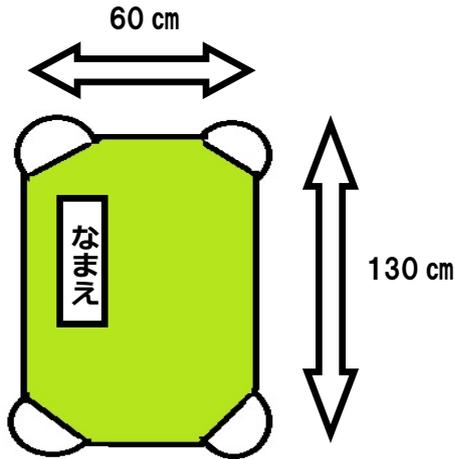
(2) 導入によるメリット

保護者：布団の用意が不要、布団の持ち運び・布団干しの負担軽減

子ども：衛生環境の向上<新型コロナウイルスを始めとする各種感染症の感染拡大の防止、埃・ダニの繁殖の抑制、睡眠の安定 など>

(3) 家庭で用意していただくもの

○お昼寝ベッド用シーツ 2枚 (洗い替え用)

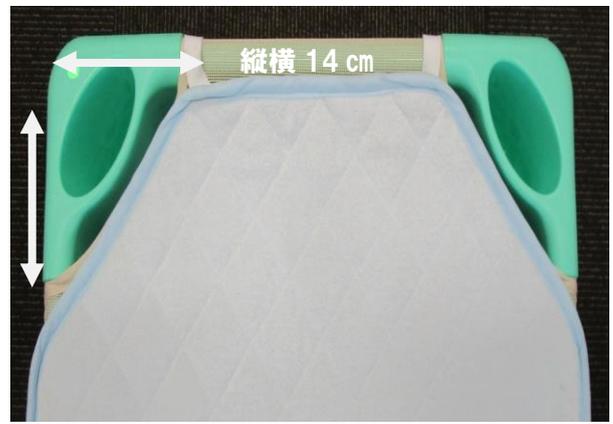


- ・ベッドの大きさにあった左のサイズのものを市販品又は作成してご準備ください
- ・生地は自由です
- ・作成する場合は、
 - *布 (タオル地、キルティング地など)
 - *ゴム 4本 (目安: 横 2~3 cm×長さ 35 cmほど)
 - *四隅を縦横 14 cmほど三角形に折るを使ってください
- ・シーツの左上に名前を付けてください

【作成する例】



【市販品の例】



○掛布団に代わるもの
(夏) タオルケット (冬) 毛布
季節によって使い分けてください。



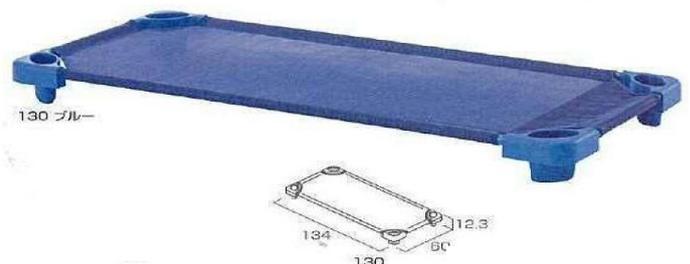
○シーツ入れ袋

休みの前日にシーツとタオルケット等を袋に入れて持ち帰り、洗濯をして翌週にシーツ袋に入れて持ってきてください。エコバックなどのスーパー袋位の大きさの袋を用意してください。名前を記入してください。

(4) その他

- ・枕は不要です。
- ・シーツや掛布団にかわるものは、体調や気温によって変えて頂くことは可能です。
- ・おねしょマット等は必要に応じて用意してください。
- ・ベッドのイメージ図とサイズ

【サイズ】縦 134 cm×横 60 cm×高さ 12.3 cm



14 その他の注意事項

- ① 子どもの急病などの連絡に備え、連絡先を明確にし、園との連絡を密にしてください。
(携帯電話番号の変更など速やかに連絡してください。)
- ② 住所、勤務先の変更、家族の人員に異動（結婚、離婚、祖父母との同居・別居、死亡など）、保育料算定者の市民税額更正等があった時は、速やかに連絡をし、申請等してください。
- ③ 保育時間中における担任の呼び出しは御遠慮ください。
- ④ 子どものこと、保育に関することは、こども園にお気軽に御相談ください。
- ⑤ 退園される場合は、原則15日前までに申し出てください。15日前を過ぎた場合、過ぎた日数分の保育料が発生する場合があります。
- ⑥ **早朝・延長保育について**
 - ・ 温かい愛情の下、子ども一人一人の気持ちを読み取り、欲求を満たしながらゆったりとした雰囲気の中、安定した気持ちで過ごせるようにしています。
 - ・ 異年齢の交流の場として、互いに刺激し合ったり思いやりの心を育んだりできる場となるよう、早朝・延長担当保育師と連携を図りながら安心、安全な保育に心がけています。

(1) 早朝・延長保育の受け入れ

保育室は4月にお知らせします。希望人数により保育室が変更する場合があります。

(2) 延長保育のデイリー

乳児（3歳未満児）	時 間	幼児（3歳以上児）
好きな遊びをする (戸外、室内遊び)	15:00	受け入れ出席調べ おやつ
おやつ 好きな遊びをする	16:00	好きな遊びをする (戸外・室内遊び)
延長保育最終降園	18:00	延長保育最終降園

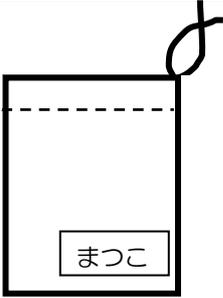
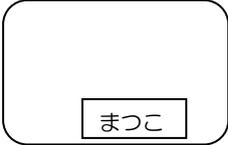
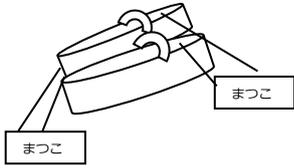
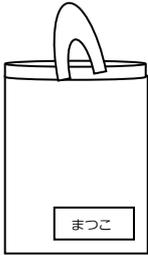
15 幼児の用品について

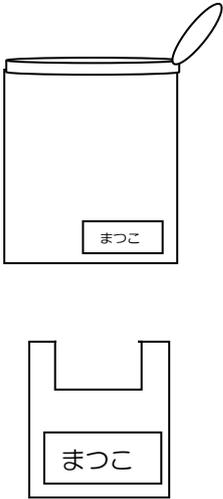
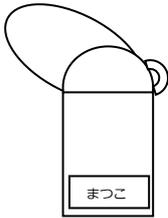
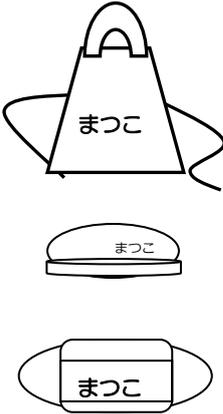
(1) 市から配布される物

○箸セット…中学校まで使用します。

(2) ご家庭で準備していただく物には、全てに消えないように名前を書いてください。

(油性ペンで書く、刺繍をする、スプーンなどは彫る、など工夫してください)

品名	図	内容および記入の仕方
コップ (縦8cm位)		<ul style="list-style-type: none"> ・うがいをしたり、給食の時に牛乳やお茶を飲むのに使ったりします。落としても割れないプラスチック製で安定性のある物を用意してください。 ・200ccの牛乳が入る大きさの物で、持ち手のついた物。
コップ袋 (縦18cm×横18cm位)		<ul style="list-style-type: none"> ・コップが出し入れしやすい大きさをお願いします。(キルティング地は厚みがあり、子ども達には扱いにくいです)
給食袋 (縦28cm×横15cm位)		<ul style="list-style-type: none"> ・箸セット、ナフキン、口ふきタオル、マスクを入れます。コップ袋同様キルティング地は避けてください。 ・給食時の手洗いや口拭きタオルとしてハンカチを使用します。<u>ポケットに入れてくるハンカチとは区別して給食袋の中に入れて持ってきてください。</u>
給食ナフキン (縦30cm×横40cm位)		<ul style="list-style-type: none"> ・給食の食器を置きます。 ・毎日洗っていただきます。洗い替えとして2枚以上あると便利です。<u>※サイズの大きい既製のものは避けてください。</u>
シューズ		<ul style="list-style-type: none"> ・白のバレシューズを履きます。 ・前の部分とかかとの2箇所に名前を書いてください。(左右の区別がつくような工夫をお願いします)
おつかい袋 (縦35cm×横45cm位)		<ul style="list-style-type: none"> ・主に絵本の貸し出し袋として使用します。また、おたよりファイル、衣類、製作物の持ち帰りにも使いますので1つ用意してください。 ・目印(アップリケ)などをつけると自分の物がわかりやすくなります。 ・名前がはっきりとわかるよう、あて布に書いて外側につけてください。 ・持ち帰ったら翌日に必ず持ってきてください。
シューズ袋 (縦28cm×横22cm位)		<ul style="list-style-type: none"> ・シューズが自分で出し入れしやすい物。 ・名前がはっきりとわかるよう、あて布に書いて外側につけてください。 ・月曜日にシューズを入れて登園し、金曜日にシューズを入れて持ち帰ります。

<p>ハンカチと ティッシュ</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ハンカチは吸水性のあるタオル地の物が望ましいです。 ・毎日取り替えてください。 ・ポケットの中に忘れずに入れてください。 ティッシュが落ちないように布製のティッシュカバーに入れてください。 ・名前はしっかり書いてください。 ・ズボンやスカートのポケットにハンカチやティッシュを入れてきてください。 ・<u>ポシェットは園では使用しません。</u>
<p>カラー帽子 (たれ付き)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・登降園時および戸外で遊ぶときに使います。(年間使用) ・かぶって左側の①クラスカラーの部分と、②たれの黄色の部分の2か所に、名前を書いてください。 ・目印をつける場合は1つにしてください。 ・あごのゴムが伸びた場合は、替えてください。
<p>着替え入れ袋 および 着替え一式 (縦35cm× 横30cm)</p> <p>・汚れ物を入れる 袋(ビニール袋) (縦40cm×横 35cm位)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・着替え一式を入れておく袋です。袋にも名前を書いてください。 ・着替えは袋に入れて、ロッカーの引き出しの中に入れておきます。汚れて家に持ち帰った場合は、翌日必ず補充をお願いします。 <p><着替え袋に入れておくもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・Tシャツやトレーナー(季節に合わせて)2枚 ・ズボン2枚 ・肌着2枚 ・パンツ2～3枚 ・靴下2組 ・ハンカチ2枚 ・マスク2～3枚 ・フェイスタオル(汗拭き用) ・汚れ物を入れるビニール袋4, 5枚 ・汚れ物を入れる袋にも1枚ずつ名前を書いてください。 <p>※バケツやタッパーを使用した際に消毒をお願いしています。共同で使う手袋は用意してありますが、個人用手袋が良い方は使い捨て手袋を各自ご用意ください。</p>
<p>水筒</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・水分補給や散歩、遠足に使います。(通年) ※3歳児は子どもの姿に合わせて使用を開始します。 ・衛生面や水筒のコップを使用する時を考えて、ストロー式ではなく、<u>コップ付きの水筒、また肩から掛けられる紐付きの物を用意してください。</u>
<p>◎その他の 用品 エプロン 帽子 マスク 袋 (縦25cm ×横22cm) (5歳児)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・クッキングで使用します。 ・エプロンは自分で着脱しやすいように、紐を長くして前で結びやすくしたり、マジックテープをつけて止めやすくしたりして作ってください。サイズは子どもにぴったりの大きさと、肩の紐が落ちないようにお願いします。 ・エプロン、帽子、マスクを入れる袋を作ってください。

◎弁当日の持ち物について

リュックサック、水筒、弁当箱、弁当袋（子どもが自分で出し入れしやすい物）、敷物、おしぼり、ごみ袋の用意をお願いします。（1年を通して）

- ・一枚布の弁当包みは自分で結べないため控えてください。
- ・リュックサックは水筒も含む全てのものが入る大きさのものを用意してください。
- ・おにぎり弁当を含む弁当日や遠足、園外保育などに使います。
- ・弁当日及びおにぎり弁当日はリュックサックで登園してください。
（通園カバン、ナフキンは使いません。）

◎プール遊びの持ち物について

- ・プールバッグ（ビニールの手提げ袋）・水着・プール用帽子
 - ・ピクニックシート（その上で着替えます）
 - ・タオル1枚（フェイスタオルまたはスポーツタオルが好ましい）
巻きタオル、バスタオルは扱いにくいので、控えてください。
- ※毎日持ち帰りますので、洗濯をして次の日には持ってきてください。
※皮膚の弱いお子さんは、プール遊び用として綿ではない素材のラッシュガード、ドライTシャツ（ポリエステル素材）をご用意ください。

◎着替えについて

個人の着替えがないときは、園の貸し出し用の衣服を貸し出します。子どもに合っていないものを着せて帰ることもあるかと思いますが御承知ください。貸し出しの衣服は洗ってお返してください。また、下着（パンツ）の共有はさけたいので、同じサイズの新しい物を買って持ってきてください。

◎土曜日保育について

- ・年間を通じて給食ナフキン、箸セット、コップ、水筒(紐・コップ付き)、布団を忘れずに持ってきてください。

◎昼寝について

- ・子ども達の健康を守るため、年齢に応じて昼寝を行います。
 - ・生活のリズムをつくり、早寝早起きの習慣をつけるようにしましょう。
- 《実施期間》 3歳児…令和6年4月9日（火）～1月末まで（予定）
※新3歳入園児は、慣らし保育終了後の4月16日（火）から
※あひる組からの進級児で春季保育利用児は、4月1日（月）から
あひる組からの進級児で春季保育を利用しない方は4月9日（火）から
4歳児…夏季休業保育・土曜日保育
5歳児…夏季休業保育・土曜日保育
（その時の子ども達の様子をみて変更していきます）

<お昼寝ベッド用シーツ、昼寝布団について>

- ・3歳児、土曜保育利用児、夏季休業保育を希望する4、5歳児のみ必要です。
- ・毎週金曜日に持ち帰ります。布団は日光消毒、シーツは洗濯をして清潔な物を月曜日に持参してください。なお、金曜日休まれたときは、土曜日に取りに来ていただくか、月曜日にシーツの取替えをお願いします。
- ・布団庫が共有ですので衛生面からも週1回は持ち帰っていただくようにご協力ください。

◎その他

- ◆持ち物には、すべて名前を書いてください。兄弟の物を使用するなど、譲ってもらい使用する場合に名前の書き直しを忘れないようにしてください。洗濯時に名前が薄くなったらその都度書き直してください。
- ◆清潔で活動しやすく汚れを気にしないで遊べる衣服を着せましょう。フードの着いた洋服は、遊具に引っかかり、危険ですのでご遠慮ください。
- ◆一人で着脱しやすく大小便がしやすい衣服を着せましょう。
- ◆胴回りはゴムのズボンが良いかと思えます。吊りズボンは不向きです。
- ◆靴は履いたり脱いだりしやすく運動しやすい物で、お子さんの足にあったものを履かせてください。(クロックスサンダルや革靴・ブーツは履かせないでください)
- ◆髪が長い(肩以上)お子さんは、結んでください。(遊びや食事の時に邪魔になります)ヘアピンは使用しません。
- ◆手紙は個人用クリアファイルにはさみます。おつかい袋に入れて持ち帰ります。(基本、金曜日ですが、おつかい袋を持ち帰った時は、確認をしてください。)
- ◆ハンカチ・ティッシュは毎日ポケットに入れてください。

- ◆園の持ち物(通園バック・箸セット、水筒等)にシールを貼らないようにしましょう。キーホルダーは自分の物という目印として1つにしましょう。

忘れ物をするとその日1日子どもが不安になってしまいます。

準備は前日に必ず行うよう確認してください。

松平こども園における汚れ物の取り扱いについて

かばんに「汚れ物があります」のカードがついていたら、担当保育師に確認した後、お子さんの衣類等をトイレに取りに行ってください。

トイレの手洗い場にカードの返却箱が用意してありますので、カードはその箱に返却してください。

《カード見本》

汚れ物

トイレに汚れ物を入れる青いフタつきバケツや透明容器があります。その中に、尿や便、嘔吐などで汚れた衣類が入っています。
※感染予防のため、洗わずにそのままビニール袋に入れてあります。

汚れ物があります
○○組前トイレ

○青いバケツやタッパーを使用した方へお願い○

★使用後は、バケツの消毒をお願いします。

消毒の手順

- 1 青いバケツの中の汚れ物を取り出す。
- 2 ゴム手袋をはめ、青いバケツをトイレのシャワースペースの中か、掃除道具入れ内の水道で水洗いする。
- 3 シャワースペースの中か、青いバケツの側に、消毒液の入ったバケツがあります。消毒用雑巾を消毒液につけて絞り、青いバケツの中側、外側、ふたの内側・外側を拭く。
- 4 消毒液の入ったバケツは、必ずふたを閉める。
- 5 雑巾を水洗いし、ゴム手袋を元の場所に干す。青いバケツを元の場所に戻しておく

※青いバケツやタッパーを使用した際には消毒をお願いしています。ゴム手袋は用意してありますが、共同で使用するため、個人用手袋が良い方は各自使い捨て手袋をご用意ください。

15 乳児の用品について

1 登園時にしていただくこと

① 手洗いをしてから保育室に入る（兄弟児は乳児室には入れません）

<目的> 乳児は病気に対する抵抗力が弱いので、外部からの雑菌を持ち込まないため。

<方法> 泡石鹸で手を洗う。タオル・ハンカチで拭く。

- ・登園し、乳児室に入る時は入り口の手洗い場で親子共に石鹸で手洗いをします。お迎え時も手洗いをしてから入室します。

② 登園の受付をする

- ・登園したら QR コードリーダーに QR コードをかざします。

③ 帽子・上着の始末をし、靴下を脱ぐ

- ・靴下を履いていると滑りますので、保育室は裸足で生活します。靴下を脱がせ、お子さんの靴下入れに入れます。

④ 検温をする

<目的> 乳児は自分で体調を伝えることができませんので毎日の健康状態を知るために検温します。

- ・体温計は各家庭で準備し、名前を書き、常に園で保管します。

<測定する手順>

- ・脇の下にしっかりつけて測ります。手の平を上に向けると、しっかりはさめます。

保護者の膝で、お話をしながら測ってください。(36℃未満の場合は、測りなおしてください)
子どもさんを立たせての検温は、避けてください。

- ・検温表に体温を記入します。下の欄には、症状のある項目に○をつけます。

⑤ すくすくノート・体温計・検温表の3点セットを保育者に見せる

- ・検温を確認し、体温計と検温表とすくすくノートを開いて保育者に見せて確認を得ます。

※すくすくノートについては、P. 37を参照してください。

- ・体温計は、必ず保護者から保育者に手渡し、確認を得ます。

- ・体調の悪い時、朝の様子などを保育者に連絡してください。

- ・月曜日は爪のチェック日です。保育者にお子さんの爪を見せ、チェックしてもらってください。

※平常体温を知るために、入園前に2週間体温を計測します。

平常体温…健康時の体温です。(健康時の1番高い体温～1番低い体温の間)

警告体温…平常体温のもっとも高い所から0.5℃高い体温です。

(警告体温を越えている状態で、こども園に預ける場合には、保護者の方からその後の状態を問い合わせる電話をしてください。PM12:00頃)

降園体温…警告体温よりさらに0.5℃高い体温です。(上限 38.0℃)

(この体温に達した場合は病児とみなし、受け入れができません。保育中に降園体温に達した場合、園から連絡をしますので、すぐに迎えにきてください)

※平常体温は前月の子どもの検温に応じて、警告・降園体温が変わります。

※伝染性の病気のある時、熱がなくてもひどい咳、鼻水、下痢が2回以上の時など、集団保育を受ける上で望ましくない健康状態の場合は、保育の受け入れはできませんのでご協力をお願いします。

⑥ 排泄の確認

- ・仕度がすべて終わったら、お子さんのオムツが濡れていないか必ず確認し、汚れている時は取り換えます。
- ・オムツをしていない子やトレーニング中の子は、朝必ず一緒にトイレに行って排泄を促します。
- ・パンツへの切り替えは、一人一人のお子さんの様子に合わせて保護者の方と連携して進めていきます。
- ・尿や便のついた衣類はそのまま袋に入れてお返しします。
- ・下痢や嘔吐で汚れた衣類は感染拡大を防ぐため、洗わずにそのままビニール袋に入れて密閉してバケツに入れます。その際に使用したビニール手袋も一緒に入れてさせていただきます。

<トイレの引き出しに入れておく物>

- ・便のついたオムツを捨てる時用の透明なポリ袋（26cm×38cm程度 13号） 1束
- ・排泄物などで汚れた衣服を入れる手提げビニール袋(30cm×50cm程度) 1束
- ・お尻敷き用タオル（予備） 1枚

※サブスク使用をしていない方は、以下の物も必要です

- ・お尻拭き（ウェットティッシュ） 1個
- ・紙オムツ又はパンツ 5～6枚

※全ての物に名前を忘れずに記入します。

⑦ 引き出しの中の衣類の点検・補充

<常時、引き出しの中に入れておく物>

- ・上着（Tシャツ・トレーナーなど） 2～3枚
- ・ズボン 2～3枚
- ※排泄時に少しずつ自分で着脱をします。ゴムのウエストで、伸縮性のあるものが好ましいです
- ・肌着（半袖） 2枚
- ・靴下 1足
- ・おしぼり（予備） 1枚
- ・エプロン（予備） 1枚
- ・フェイスタオル（汗をかいた時などに使用します） 1枚

- ・フード、チュール、肩が出る服ではなく、子どもが動きやすい服を準備します。
- ・子どもは体温が高いので、衣服は大人より一枚少なくてもいいです。

※ 上記の衣類は体に合ったサイズ、季節によって入れ替えをしてください。

※ 前日汚した分の着替えは、翌日必ず補充してください。

※ 衣類等、園にて使用するもの全てに名前を忘れずに記入します。

※ 袋に入れず、直接引き出しに入れてください。

⑧ **持ち物の始末（毎朝分けて、所定の場所に置いてください）**

- ・汚れたおしぼり、食事用エプロンなどを入れるかごにエコバックをセットします。
（袋はかごにしっかりとかかる大きさのものを用意してください）
- ・お尻敷き用タオル入れ（タグボックス）の中にお尻敷き用タオルを入れます。
- ・布団やベット用シーツ、掛け布団は、月曜日に布団庫に入れます。
- ・使用するエプロンやおしぼり【朝おやつ用、給食用、14時おやつ用、※延長おやつ用（利用する方のみ）】を白いタンスの引き出しに入れます。

2 降園時にしていただくこと

① **手洗いをしてから保育室に入る**

- ・お迎えの方は入室前に泡石鹸で手洗いをします。（登園時と同じ）

② **降園の受付をする**

- ・降園したら QR コードリーダーに QR コードをかざします。

③ **お尻敷き用タオルとバケツを消毒する**

- ・トイレに入りビニール手袋をつけ、お尻敷き用タオル入れを水ですすいだ後、消毒液に浸した雑巾で拭き、ふたをずらして棚に置きます。雑巾は水道水で洗い、所定の場所に戻しておきます。汚れ物バケツを使用した場合も同様に消毒してください。トイレの引き出しの中の不足分を確認しましょう。
- ・消毒の際、共有のゴム手袋は用意してありますが、個人用手袋が良い方は各自使い捨て手袋を用意してください。

④ **保育室に入ったら、お子さんをぎゅっと抱きしめる**

- ・1日頑張ったお子さんが安心できるよう、抱きしめてあげてください。

⑤ **汚れ物、各自の持ち物（使用した食事用エプロン・おしぼり）の始末をする**

- ・おしぼり入れ用ビニール袋をかごから外し、持ち帰る準備をします。引き出しの中の不足分を確認しましょう。

⑥ **くつ下を持ち帰る**

⑦ **すくすくノートを持ち帰る**

- ・すくすくノートは目を通して、持ち帰ります。連絡事項がある場合は直接口頭でもお知らせします。

⑧ **降園する**

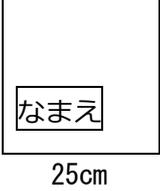
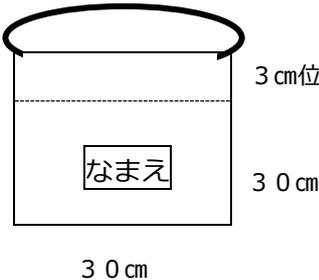
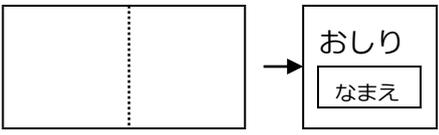
- ・幼児園庭の遊具は、乳児にとって大きく危険なため、保育の中で使用していません。降園の際も使用せずに帰宅しましょう。

3 金曜日にしていただくこと

- ・布団やお昼寝ベッド用シーツを持ち帰り、日光消毒、シーツの洗濯をします。
- ・帽子を持ち帰り、洗います。靴はこまめにサイズ確認をお願いします。
- ・週末に休んだ方は持ち物を園まで取りに来てください。

入園までに用意していただくもの

【洗い替え用に2, 3日分を用意しておくが良い】

品名	図・サイズ	作成方法・用途・その他
おしぼりタオル 【3枚+予備1枚】 ※延長保育の方は 【4枚+予備1枚】 ※1日に使用する枚数 です。	ハンドタオルのサイズ  25cm位 * <u>名前は表面に大きく分かりやすく書きます</u>	・午前おやつ・昼食・午後おやつ・延長おやつに使用します。 ※小さなブチタオルは使用しません。 ※カビが生えたら新しいものと交換してください。
食事用エプロン 2歳児 【2枚+予備1枚】 0, 1歳児 【3枚+予備1枚】 ※延長保育の0・1歳児は4枚+予備1枚 ※1日に使用する枚数 です。	 3cm位 30cm 30cm	・食事、おやつに使用します。 ・ハンドタオル（フェイスタオル半分でも可）の端から3cm位の所を縫い、そこにゴムを通し首に掛けられるようにします。 ※カビが生えたら新しいものと交換してください。 ※ゴムの長さは子どもの首に合わせて、頭が入る大きさにします。ゴムが伸びたら取り替えてください。
おしぼり入れ用エコバック	・約40cm×40cm （繰り返し使える物）	・汚れたおしぼり、エプロンを入れます。 ・洗って繰り返し使えるエコバック。 ・水やお茶で濡れた衣類も入れます。
お尻敷き用タオル 【1枚+予備1枚】		・フェイスタオルを2つ折りにして縫います。オムツ交換時に使用します。 ・体拭き用タオルと間違えないように、名前の上に「おしり」と書いてください。 ・トイレにあるお尻敷き用タオル入れ（タグボックス）の中に入れておきます。
汚れ物用 手提げビニール袋	・30cm×50cm程度（1束）	・排泄で汚れたパンツや衣服を入れます。 ・泥や嘔吐物で汚れた衣服を入れます。 ・袋1枚ずつに名前を書きます。
汚物入れ用透明ポリ袋	・26cm×38cm程度（1束）	・排便したオムツを入れます。 ・袋1枚ずつに名前を書きます。
（サブスクを利用しない方） 紙オムツ・紙パンツ 【1日あたり5～6枚】	・子どもの体に合ったサイズのもの	・紙オムツは1枚ずつお尻側に名前を書きます。 ・使った分だけ補充をします。

トレーニングパンツ パンツ（布） 【5枚】	<ul style="list-style-type: none"> ・お子さんの体に合ったサイズのもの ・必要な子のみ用意してください 	<ul style="list-style-type: none"> ・新品は吸収しにくいので、2～3回洗ったものを持ってきてください。
お尻拭き用 ウェットティッシュ (サブスクを利用しない方)		<ul style="list-style-type: none"> ・ケースは必要ありません。 ・外袋に名前を書きます。 ・ふたつきのものをお願いします。 ・ふたにも名前を書いてください。
散歩用帽子	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの頭のサイズに合った帽子 ・あご紐がゴムのもの（紐の場合はゴムに付け替えてください） 	<ul style="list-style-type: none"> ・戸外遊び・散歩時に使用します。 ・かぶって左外側に名前を書いてください。 ・帽子にたれがついているタイプの帽子の方は、たれ部分にも名前を記名してください。
散歩用靴	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの足に合った靴（かかとがしっかりしていて、マジックテープの方がおすすめです） 	<ul style="list-style-type: none"> ・園に置いておき、戸外遊び時に使用します。 ・履き慣れた靴を持ってきてください。かかと部分に名前を書いてください。 ・定期的に靴のサイズをチェックしましょう。 ・汚れたらその都度洗ってください。
体温計	<ul style="list-style-type: none"> ・脇で正確に測れるもの。（耳式やおでこで測るものは園では使用しません） 	<ul style="list-style-type: none"> ・体温計、ケース両方に名前を書いてください。

※すべての持ち物には分かるように名前を記入してください

＜お願い＞

- ・髪が長い(肩以上)お子さんは、結んでください。(遊びや食事の時に邪魔になります)ヘアピンやビニールゴムは怪我や誤飲につながりますので、使用しません。
- ・勤務先を離れるときや他のところへ出かける時は、**朝申し出て**、いつでもすぐに連絡がとれるようにしておいてください。**(園からの連絡は、基本的に職場にします)**
- ・お迎えの方や時間に変更がある場合は必ずコドモン等で連絡してください。
- ・欠席や遅れて登園される場合は、必ず**9時まで**にコドモン等で連絡してください。
- ・登降園時に履く靴にも、必ずかかとに名前を記入してください。

※保護者がお休みの日はできるだけ家庭での保育をお願いします。

家庭での親子のふれあいが、子どもの成長にとって大切です。

こども園等一覧 (地区別五十音順)

地区	No	園名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育実施	認可等
豊田	1	朝日	日南町 5-15-2	32-2212	3-5歳児	3歳児	午前8時30分～午後5時	—	○	公幼
	2	五ヶ丘大和	五ヶ丘 2-19-1	88-1237	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	3	井上	井上町 9-60-1	45-5010	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	4	伊保	保見町権堂坊 28	48-8188	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	5	いぼばら	大清水町南岬 1-280	31-3340	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	6	今	今町 7-50-2	28-2285	3-5歳児	3歳児	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	7	うねべ	畝部西町伊勢神 1-1	21-0405	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	8	梅坪	梅坪町 1-14-1	32-2057	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	9	永新	永覚新町 5-193	29-0732	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	10	大畑	篠原町片坂 40-6	48-8288	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	11	大林	大林町 14-11-13	28-0012	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	12	上郷	上郷町郷下 15	21-1830	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	13	上鷹見	上高町古白 344-2	41-2219	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	14	キツワとよ	西町 1-76	36-5025	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	小規模
	15	越戸	越戸町松葉 52-2	45-1073	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	16	こじま	金谷町 7-30	32-2281	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	17	駒場	駒場町新生 69	57-2413	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	18	拳母	拳母町 5-58	32-0199	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	19	拳母ルーテル	桜町 1-79	32-1764	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	20	浄光	宮町 3-64	32-3635	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	21	浄水ひかり	浄水町南平 101	63-5680	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	22	浄水松元	浄水町南平 100	45-6884	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	23	寿恵野	鴛鴨町畔畑 227	28-2403	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	24	住吉	住吉町 1-6-3	52-3807	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	25	青松	朝日ヶ丘 6-41	34-0065	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	26	第二いぼばら	大清水町原山 108-7	85-0160	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	27	第二青松	朝日ヶ丘 6-45	35-0015	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	28	第二わかば	若林東町上り戸 13-3	41-7830	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	29	たかね	和会町鳥手 167	21-0404	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	30	高橋	水間町 4-155-1	88-8088	4-5歳児	—	午前8時30分～午後3時	—	—	公幼
	31	たかはら	高原町 5-73-2	34-5141	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	32	高美	若林西町長根 64	52-3706	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	33	竹村	中町経塚 4	52-8508	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	34	中央	四郷町山畑 78-2	45-0066	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	私保
	35	堤	本田町本田 1	52-3053	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	36	堤ヶ丘	堤町道仙 65	52-0166	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	37	寺部	上野町 1-173	80-2194	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	38	東海	神池町 2-1236	88-0599	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	39	童子山	小坂町 16-51	32-3566	4-5歳児	—	午前8時30分～午後3時	—	—	公幼
	40	透成	西広瀬町清水 30	41-2550	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保

地区	No	園名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育実施	認可等
豊田	41	渡 刈	渡刈町 3-98	28-8300	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	42	トヨタ	水源町 1-1-1	28-2198	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	43	豊田聖霊	聖心町 4-10-6	28-2178	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	44	豊田大和キッズ	今町 1-6-2	27-5678	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	45	豊田東丘	宝来町 4-758-274	89-7570	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	46	豊 松	豊松町狐塚 120-4		3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	47	ナースィーハウス	平芝町 2-2-5	77-6406	4 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	小規模
	48	中 金	城見町須田口 6	41-2238	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	49	中根山	高岡本町双葉 60	52-3029	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	50	名古屋柳城短期 大学附属豊田	市木町 3-19-7	80-0198	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	51	根 川	下林町 7-41	32-1082	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	52	野 見	美里 5-19	80-0650	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 30 分～午後 5 時	—	○	公幼
	53	林 丘	大林町 10-15-2	28-1074	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	午後 6 時 まで	○	認(幼)
	54	東広瀬	東広瀬町蔵屋敷 19-1	41-2112	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	55	東保見	保見ヶ丘 4-6-1	48-2221	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	56	東 山	渋谷町 3-978-36	80-6074	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	57	ひかり	矢並町大坪 901-2	80-2280	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	58	ひなたぼっこ	若宮町 2-70	34-5008	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	事業所
	59	平 井	百々町 4-20	80-2193	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	60	平 山	平山町 1-10-1	28-6187	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 30 分～午後 5 時	—	○	公幼
	61	広 沢	舞木町焼山 1102-23	44-0288	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	62	藤 藪	豊栄町 3-120	28-4717	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	63	保見ヶ丘	保見ヶ丘 5-1-1	48-1500	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	64	本 地	本地町 2-51-1	27-2662	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	65	益 富	志賀町箕平 77-1	80-0365	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	66	松 平	九久平町築場 52	58-0070	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	67	丸 山	丸山町 3-30	28-0744	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	68	みずほ	瑞穂町 2-5	32-7380	4 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	69	御 船	御船町山屋敷 78-30	45-1215	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	70	宮 口	宮口町 2-50	32-6727	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
71	美 山	美山町 4-47-1	41-8812	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)	
72	みるみる園	京町 4-3-9	31-5875	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	事業所	
73	美 和	百々町 9-43	88-2230	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保	
74	杜のひかり	大清水町大清水 100-1	45-9966	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)	
75	山之手	山之手 1-78-1	28-1101	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼	
76	竜 神	竜神町神田 60	28-8200	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)	
77	若 園	中根町永池 192-18	52-3820	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保	
78	わかば	若林東町上外根 86-2	52-1838	4 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保	
79	若 林	若林東町東山 47-1	52-8350	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保	
80	若 宮	若宮町 6-2-5	32-3200	6 か月-5 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保	

地区	No	園名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育実施	認可等
藤岡	81	飯野	藤岡飯野町出口 1122	76-2667	5か月-5歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	82	石畳	白川町大根 1271-1	76-1998	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	83	木瀬	木瀬町浜居場 248-1	76-1765	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	84	中山	西中山町蔵屋敷 136-1	76-4436	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	85	中山松元	西中山町後田 93-6	76-3033	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	86	御作	御作町日沢 1060-20		6か月-5歳児	0-2歳児	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
小原	87	大草	小原町北洞 268-2	65-2045	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	88	道慈	乙ヶ林町下立 122-1	65-2733	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
足助	89	足助まゆみ	足助町陣屋跡 7		3-5歳児	—	午前8時30分～午後3時	—	—	公幼
	90	足助もみじ	岩神町築瀬 25-1	62-0685	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	91	大蔵	大蔵町本城 13-1	64-2220	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	92	則定	則定町前田 5	63-2051	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	93	冷田	冷田町上冷田 38	63-2310	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
下山	94	大沼	大沼町船橋 21	90-3021	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	95	東部	羽布町川合 23-2	90-3173	3-5歳児	—	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
旭	96	小渡	下切町下切 10	68-2766	3-5歳児	—	午前8時30分～午後3時	—	—	公幼
	97	杉本	杉本町三斗成 36	68-2701	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
稲武	98	稲武	武節町神田 96-1	82-2025	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保